

薬生食輸発0507第1号
令和3年5月7日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産生鮮トマト及び生鮮ミニトマトの検査命令免除対象輸出者の変更並びに
フィリピン産バナナの検査命令免除対象企業の追加及び変更)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和3年4月30日付け薬生食輸発0430第1号)にて通知したところである。

今般、韓国政府から、輸出者IDの登録がされたトマト及びミニトマトの輸出業者について、住所変更した旨の連絡があったことから、同通知の別表17について別紙1、別表18について別紙2のとおりとする。

また、フィリピン政府から、検査命令免除対象企業について、新規登録及び住所変更の連絡があったことから同通知の別表32について別紙3のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。